

高知県版J-クレジット制度の概要

高知県林業振興・環境部環境共生課

目次

- 1.高知県版J-クレジット制度の概要(スライド2～)
- 2.高知県版J-クレジット制度が扱うメニュー(スライド7～)
- 3.高知県版J-クレジット制度プロジェクト一覧(スライド16～)

高知県版J-クレジット制度とは

森林整備により増大した温室効果ガス(CO₂)吸収量を、「クレジット」として県が認証する制度

- ▶ H25.10.1に、J-クレジット制度管理者から「地域版J-クレジット制度」として承認された制度
- ▶ 内容はJ-クレジット制度に準拠
- ▶ 創出されたクレジットは、J-クレジットと同様の活用が可能
- ▶ 国際標準であるISO14064-2に準拠
- ▶ 排出削減プロジェクトを対象とするべく、申請中（今年度内に承認される見込み）

J-クレジット制度との違いとメリット

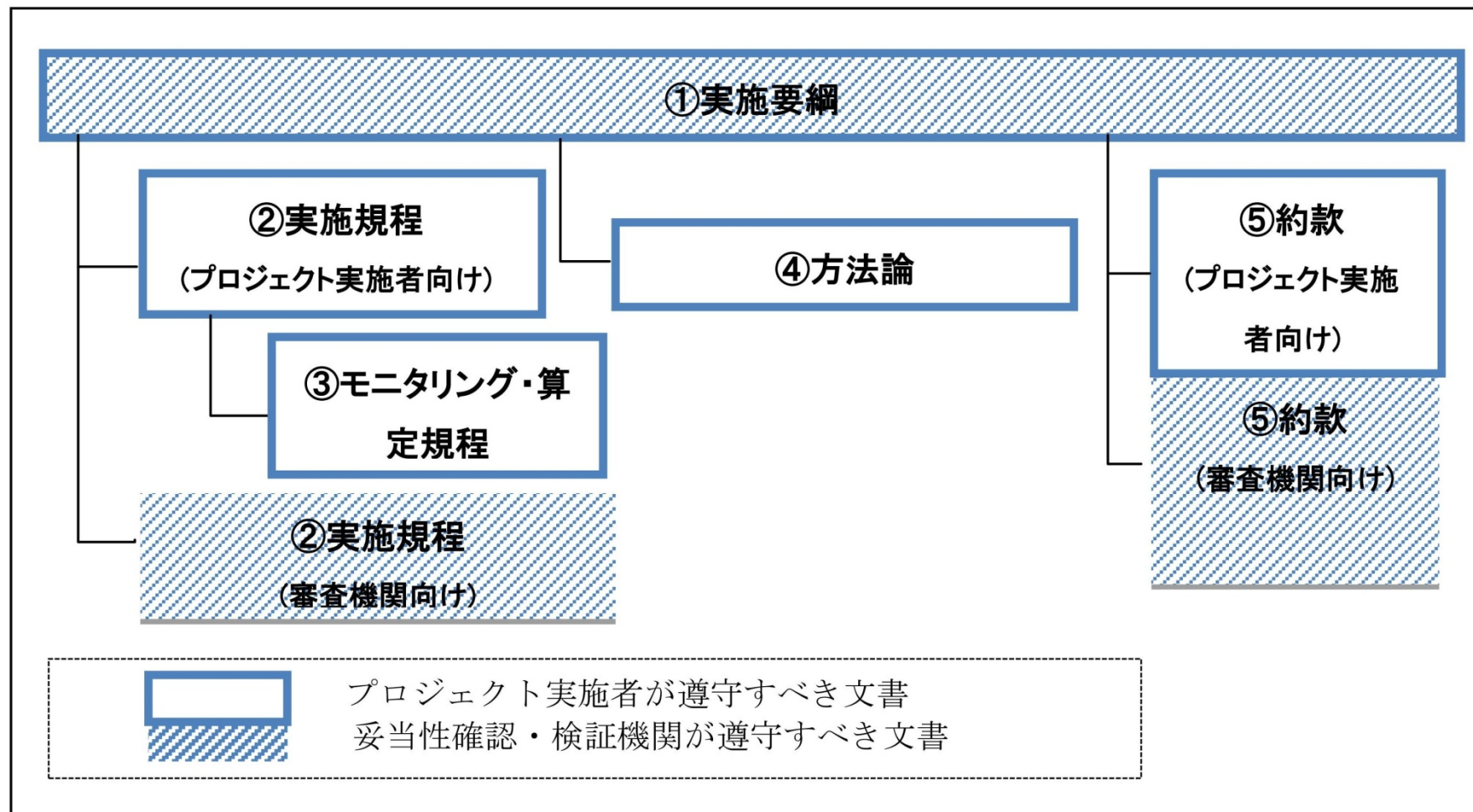
◆違い

- ▶ 認証主体(制度管理者)が「県」か「国」か
- ▶ 生み出されたクレジットは「高知県版J-クレジット」と呼ばれ、地域性が発揮される

◆メリット

- ▶ プロジェクト申請からクレジット発行までの過程を、県内で完結できる
- ▶ 申請時の疑問など、県が迅速に対応
- ▶ クレジットの販売サポート 等

高知県版J-クレジット制度における文書体系



プロジェクト実施者が遵守すべき基本文書

	制度文書名	規定内容	利用者	備考
①	実施要綱	高知県版J-クレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びに高知県版J-クレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの	プロジェクト実施者 審査機関	高知県作成 (J-クレジット制度の内容に追加)
②	実施規程(プロジェクト実施者向け)	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者	高知県作成 (J-クレジット制度の内容に追加)
③	モニタリング・算定規程	方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者	準用※
④	方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者	準用※
⑤	約款(プロジェクト実施者向け)	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,④の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者	高知県作成

※国制度で定める当該文書を準用する。その場合、当該文書中にある「J-クレジット制度」を「高知県版J-クレジット制度」、「東京地方裁判所」を「高知地方裁判所」と読み替える。

プロジェクトの要件

- ①高知県内で実施すること。
- ②平成25年4月1日以降に実施されたものであること。
- ③追加性を有すること。
- ④本制度が対象とする方法論に基づいていること。
- ⑤妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑥(森林管理プロジェクトの場合のみ)永続性担保措置を取ること。
- ⑦国制度において登録をうけていないこと。
- ⑧その他本制度の定める事項に合致していること。

高知県版制度が扱うメニューについて

1. 森林経営活動

- ▶ 森林経営計画等に基づき実施された森林施業
(植栽、下刈、除伐、間伐、主伐、食害防止対策)

2. 木質バイオマスによる化石燃料の代替(追加予定)

- ▶ 木質バイオマスを使い、それまで使用していた化石燃料を代替
(木質ペレット、木質チップ、薪など)

排出削減プロジェクトを追加する経緯

- ◆森林率日本一の県として、木質資源利用を促進するため
 - ▶ 原木増産が進むなかで、これまで以上に未利用林地残材の活用が課題となること
 - ▶ 大型ペレット工場が今年度に完成予定であり、県下のペレット流通量の増加が見込まれること
 - ▶ 県内で小規模なバイオマスボイラーの導入台数が200台を越えたこと



- ◆県内の木質バイオマスによる排出削減活動が活発になり、新規プロジェクトの需要が生まれる

1. 森林経営活動（方法論：FO-001）

FO-001: 森林経営活動

【吸収方法】

- 森林で、森林経営計画等に基づく森林経営活動を実施し、地上部・地下部バイオマスにより吸収量が増大する。

【適用条件】

- ① 森林法第5条又は第7条の2に定める森林で実施されること
- ② 原則、森林経営計画等の単位で、森林経営計画に沿って実施されること
- ③ プロジェクト実施地に主伐実施の林分を含む場合は、認証対象期間における吸収量の累計が正であること
- ④ 認証対象期間内に森林経営計画等に間伐が計画されていること
- ⑤ 森林経営計画等において土地転用が計画されていないこと

【ベースライン 吸収量の考え方】

- 適切な森林施業が継続されなかった場合の吸収量とする。

【主なモニタリング項目】

- 森林施業（植栽、保育、間伐、主伐）が実施された樹種・林齢別の面積（保育：下刈、除伐、食害防止対策）
- 森林施業が実施された森林の地位（樹高等の計測により特定される、林地の生産力を示す指数）
- 森林施業又は森林の保護（森林の巡視等を含む）の実施状況

※方法論とは、排出削減・吸収活動の適用範囲や吸収量の算定方法、及びモニタリング方法を規定したもの

吸収量の算定

- ▶ 吸収量は、森林施業を実施した森林が当該年度に成長した「材積」をもとに算定する

$$\text{吸収量} = \underbrace{\text{幹} + \text{枝葉} + \text{根}}_{\text{成長量の合計}} \times \text{CO2換算係数}$$

そのため、成長量を求めるために必要な「樹種」「地位級」「施業面積」の3つの要素がわかれば、吸収量の算定が可能。

➡ 「調査項目」

クレジット認証対象期間

森林管理プロジェクトの場合、

プロジェクト開始日の
含まれる年度の開始日 ～ 平成33年3月31日まで
(制度期間満了)

(例:平成26年9月17日にプロジェクトを登録した場合、
平成26年4月1日からの吸収量をカウントする。)

- ▶ 森林管理が年度単位で行われることを踏まえ、
認証対象期間の開始日は、プロジェクト開始日の
含まれる年度の開始日まで遡る。

2. 木質バイオマスによる化石燃料の代替 (方法論：EN-R-001)

EN-R-001：バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替

【削減方法】

- ボイラー等の熱源設備、自家発電等の発電設備又はコージェネレーション等において木質バイオマスを原料とするバイオマス固形燃料を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。

【適用条件】

- ① バイオマス固形燃料又は発電された電力が、化石燃料又は系統電力等を代替すること。
- ② 原則として、バイオマス固形燃料を利用する対象設備で生産した熱又は電力の全部又は一部を自家消費すること。
- ③ バイオマス固形燃料の原料は、未利用の木質バイオマスであること。
- ④ 家庭用暖房機器での使用に限り、使用される木質バイオマスは建築廃材ではないこと。
- ⑤ 設備の導入を伴う場合は、当該設備に対応する方法論に定める適用条件を満たすこと。

【ベースライン 排出量の考え方】

- プロジェクト実施後に対象設備に投入される熱量を、バイオマス固形燃料ではなく、それまで使用していた化石燃料から得る場合に想定されるCO2排出量。

【主なモニタリング項目】

- プロジェクト実施後におけるバイオマス固形燃料の使用量
- プロジェクト実施後のバイオマス固形燃料の単位発熱量
- プロジェクト実施後の運搬、燃料化处理等に使用される燃料使用量及び電力使用量
- 設備導入を伴う場合、ベースライン設備及びプロジェクト設備のエネルギー消費効率

※方法論とは、排出削減・吸収活動の適用範囲や吸収量の算定方法、及びモニタリング方法を規定したもの

高知県版制度で定める追加要件（案）

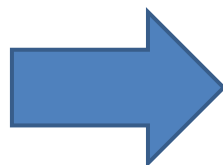
1. 県内で実施すること。

※使用する木質バイオマスの産地については、問わない。

1. 産地制限を設けず、まず木質バイオマスの活用によるCO2
排出量削減を推進

↓ それによって

2. 県産木質バイオマスの供給の促進

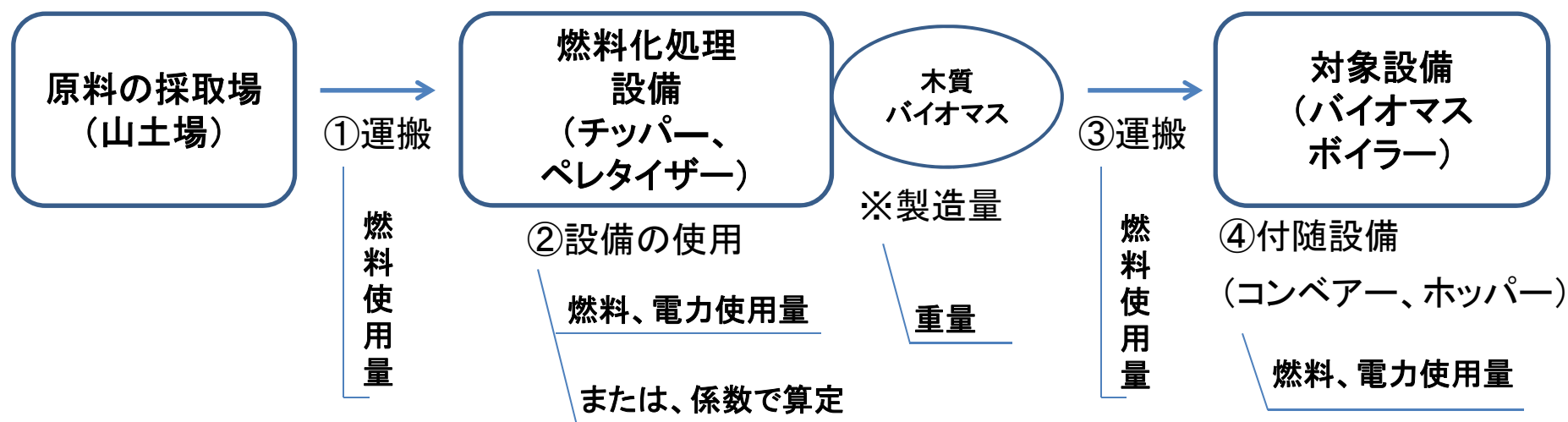


多くの事業者が活用しやすい制度に！

排出削減量の算定方法

排出削減量 = 化石燃料を使用した場合の想定排出量 - プロジェクト実施による排出量(①+②+③+④)

モニタリング項目



クレジット認証対象期間

排出削減プロジェクトの場合、

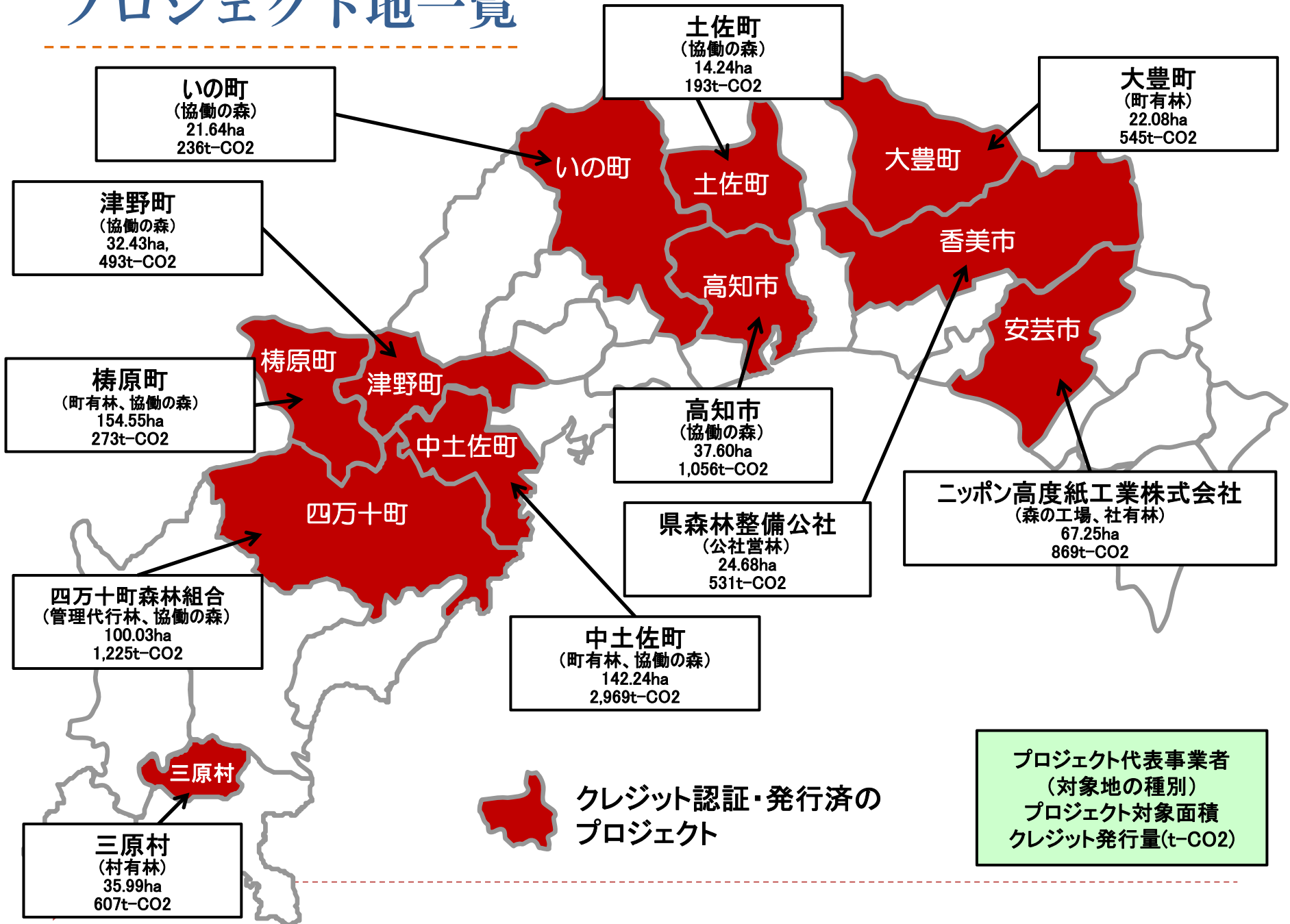
- ・プロジェクト登録の申請日
 - ・モニタリングが可能となった日
- ～ 平成33年3月31日まで
(制度期間満了)
- (※いずれか遅い日～)

プロジェクト登録・認証状況

H26.8.31

プロジェクト番号	申請日	プロジェクト名	プロジェクト代表事業者	プロジェクト期間	プロジェクト対象面積[ha]	吸収量見込(登録時)[tCO2]※	登録日	認証日	クレジット量[tCO2]	(バッファ量内数)
KO_0002 (第1回変更)	H22.5.31	高知県津野町 龍馬の森間伐推進プロジェクト	津野町	2010/5/11 ~2018/5/10	32.43	378	H22.7.5	H23.2.4	28	0
	H23.9.16					432	H24.1.19 変更承認	H24.3.15	192	5
KO_0003	H22.5.31	高知県中土佐町四万十黒潮の森間伐推進プロジェクト	中土佐町	2007/4/1 ~2015/3/31	142.24	3,006	H22.7.5	H23.2.4	879	26
								H25.10.18	2,299	69
KO_0004	H22.7.29	高知県大豊町ゆとりすとの森間伐推進プロジェクト	大豊町	2007/4/1 ~2015/3/31	22.08	808	H22.11.4	H23.5.30	545	16
KO_0005	H22.7.30	高知県梶原町雲の上の間伐推進プロジェクト	梶原町	2007/11/1 ~2015/10/31	154.55	2,845	H22.11.4	H23.5.30	273	8
KO_0006	H22.10.22	高知県森林整備公社造林地温室効果ガス吸収プロジェクト (みどりの風が気持ちいぜよ!の森づくり)	県森林整備公社	2008/4/1 ~2016/3/31	24.68	835	H23.2.4	H23.3.28	531	15
KO_0008	H23.1.31	高知県安芸市五位ヶ森CO2吸収プロジェクト	ニッポン高度紙工業(株)	2010/10/1 ~2018/9/30	67.25	818	H23.3.28	H24.3.15	401	12
								H25.3.25	468	14
KO_0009 (第1回変更)	H23.3.31	高知県土佐町「朝日・輝く森」間伐推進プロジェクト	土佐町	2007/4/1 ~2015/3/31	14.24	296	H23.5.30			
	H23.10.11					296	H24.1.19 変更承認	H25.1.25	193	5
KO_0010	H23.6.30	四万十町森林組合温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ~山、川、海、自然が人が元気です~	四万十町森林組合	2009/4/1 ~2017/3/31	100.03	1,446	H23.8.25	H25.1.25	1,225	36
KO_0011	H23.9.27	いの町温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ~森林整備で清流二淀川を守ります~	いの町	2011/4/1 ~2019/3/31	21.64	213	H24.1.19	H25.5.31	236	7
KO_0012 (第1回変更)	H23.9.28	高知県高知市よさこいの森CO2吸収プロジェクト	高知市	2009/4/1 ~2017/3/31	34.74	922	H24.1.19	H24.3.15	715	21
	H24.7.31							952	H24.10.15 変更承認	H25.3.25
KO_0013	H24.4.27	高知県三原村温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト	三原村	2009/4/1 ~2017/3/31	35.99	586	H24.6.15	H25.5.31	607	18
合 計					652.73	12,237			9,206	271

プロジェクト地一覧



クレジット認証・発行済のプロジェクト

プロジェクト代表事業者
(対象地の種別)
プロジェクト対象面積
クレジット発行量(t-CO2)